

教 生 学 第 1 4 6 2 号  
令和 8 年 (2026年) 1 月 29 日

各 教 育 局 長  
関 係 道 立 特 別 支 援 学 校 長  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 ( 札 幌 市 を 除 く ) 様  
( 市 町 村 立 幼 稚 園 長 )  
( 市 町 村 立 幼 稚 園 型 認 定 こ ど も 園 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史  
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆  
北海道教育庁学校教育局義務教育課長兼幼児教育推進センター長 田 口 範 人  
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 中 嶋 英 樹

教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について  
(通知)

このことについて、こども家庭庁、文部科学省及び消費者庁から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

特にこれからの時期は、多くの教育・保育施設等において、節分行事が実施されると考えられますが、過去には、節分行事中に炒り大豆を誤嚥したことによって窒息したと考えられる死亡事故が発生しています。

つきましては、幼稚部を設置する道立特別支援学校及び市町村教育委員会においては、別添写しを参考に、誤嚥による子どもの窒息事故の防止について、注意すべきポイント等を改めて確認するとともに、保育や給食に従事する者をはじめ、全教職員や関係事業者へ情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴所管の幼児教育施設等に対して、周知徹底いただくようお願いいたします。

学 校 安 全 係  
健 康 ・ 体 育 指 導 係  
学 校 給 食 振 興 ・ 指 導 係  
義 務 教 育 指 導 係  
特 別 支 援 教 育 指 導 係  
幼 児 教 育 推 進 係

(写)

事務連絡  
令和8年1月26日

各都道府県・指定都市・中核市こども政策主管部（局）  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課  
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
認可外保育施設担当課  
各都道府県・指定都市・中核市乳児等通園支援事業  
（こども誰でも通園制度）担当課  
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課  
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課  
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課  
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課  
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課  
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課  
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業  
（ファミリー・サポート・センター事業）担当課  
各都道府県・指定都市・中核市母子保健主管部（局）  
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く国立大学法人担当課  
各都道府県・指定都市消費者行政担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課  
こども家庭庁成育局保育政策課  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課  
こども家庭庁成育局成育環境課  
こども家庭庁成育局母子保健課  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
消費者庁消費者安全課

教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力  
いただき、ありがとうございます。

標題については、これまで、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付け、府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号）（以下、「ガイドライン」という。）のほか、消費者庁公表資料「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！一気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないでー」などによって注意喚起を行ってきたところですが、毎年、食品等の誤嚥による窒息事故が発生しています。

特にこれからの時期は、多くの教育・保育施設等において、節分行事が実施されると考えられますが、過去には、節分行事中に炒り大豆を誤嚥したことによって窒息したと考えられる死亡事故が発生していますので、実施の際は安全への十分な配慮をお願いします。

また、この機会に改めて誤嚥による窒息事故の防止のために注意すべき事項について、ガイドライン、消費者庁公表資料、別添啓発資料等を確認いただくとともに、保育や給食に従事する者をはじめ、全職員や関係事業者に情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すよう、管内市区町村及び施設・事業所に対して周知徹底していただくようお願いします。

#### 【参考資料】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（内閣府、文部科学省、厚生労働省）  
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- 令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止対策に関する調査研究事業」  
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/>
- 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！（消費者庁）  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_047/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/)
- みんなの消費安全ナビ Vol. 656（消費者庁）  
豆類などをはじめとする食品での窒息や誤嚥に注意！  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/child/project\\_001/mail/20250123/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20250123/)
- 食品によるこどもの窒息事故 防ぐための工夫とは？（こども家庭庁）  
<https://cdr.cfa.go.jp/contents/2024/05/>

### 【問合せ先】

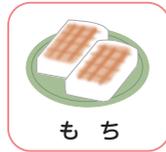
- **ガイドラインに関すること**  
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係  
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**  
こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係  
[Tel:03-6861-0054](tel:03-6861-0054)
- **認可外保育施設に関すること**  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係  
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- **乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関すること**  
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係  
[Tel:03-6858-0078](tel:03-6858-0078)
- **放課後児童クラブ及び児童館に関すること**  
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
[Tel:03-6861-0303](tel:03-6861-0303)
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**  
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係  
[Tel:03-6861-0224](tel:03-6861-0224)
- **地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業に関すること**  
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係  
[Tel:03-6861-0519](tel:03-6861-0519)
- **産後ケア事業に関すること**  
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係  
[Tel:03-6862-0413](tel:03-6862-0413)
- **障害児支援事業に関すること**  
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係  
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること**  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室学校安全係  
[Tel:03-6734-2966](tel:03-6734-2966)

# 教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、使用を避ける食材や調理を工夫する食材について「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を基に整理しましたので、ご活用ください。なお、本整理表に掲載した食材以外でも、誤嚥事故が発生する可能性があることを念頭に置いて、食事の見守りを行いましょ。

## 使用を避ける食材

粘着性が高く、飲み込みにくい



もち



白玉団子



乾いたナッツ・豆類



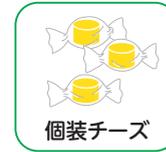
ミニトマト



ぶどう



さくらんぼ



個装チーズ



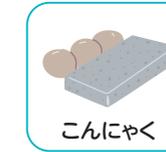
うずらの卵



アメ類・ラムネ



いか



こんにゃく

球形や大きさから、気道に入りやすく、つまりやすい

弾力性があり、噛み切りにくい

やむを得ず使用する場合の留意点➡

4等分して形や大きさを変える

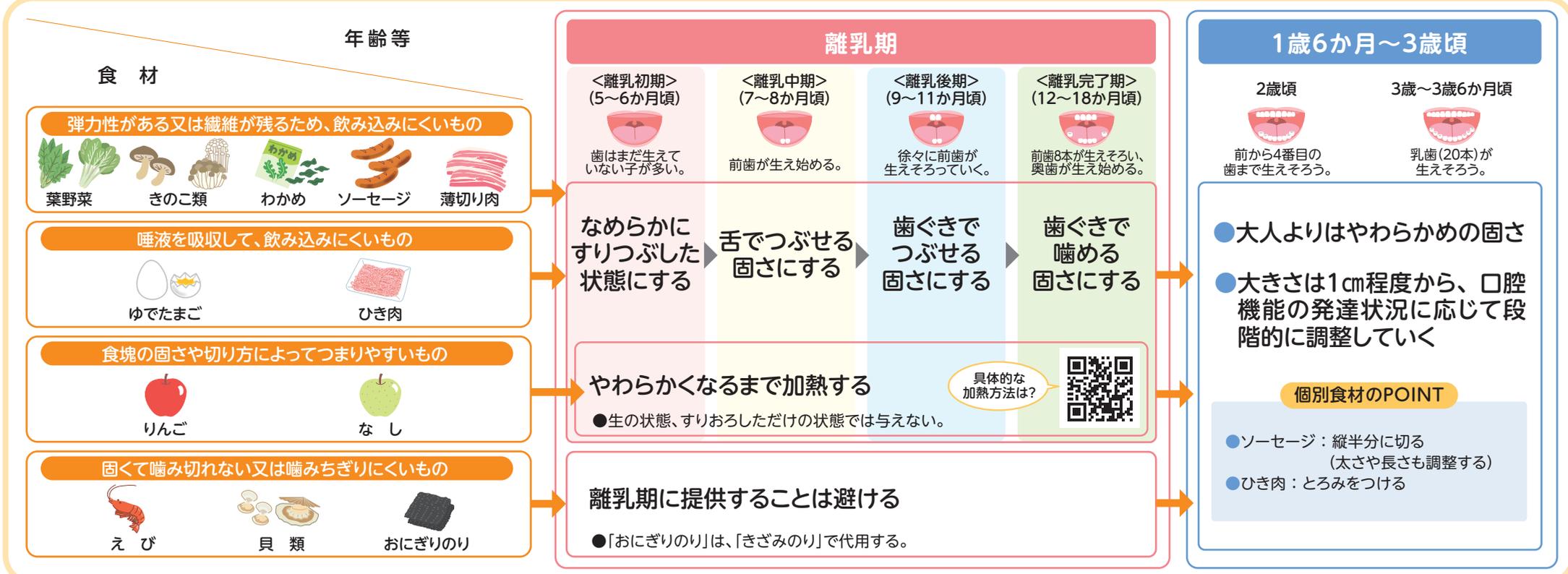
4等分して形や大きさを変えて、口内に残る皮も取り除く

加熱して形や大きさを変える

「糸こんにゃく」で代用する

## 調理を工夫する食材

- 「年齢等」はあくまで目安です。こどもの口腔機能(咀嚼・嚥下)の発達状況や、当日の体調等に応じて調理を工夫しましょう。
- 離乳期においては、家庭で喫食経験がない食材の提供は避けましょう。



●近年の誤嚥に関する重大事故は、離乳期のこどもが「りんご」、「パン」を食べた時に多く発生していますので、食材の調理や提供方法等に十分注意してください。

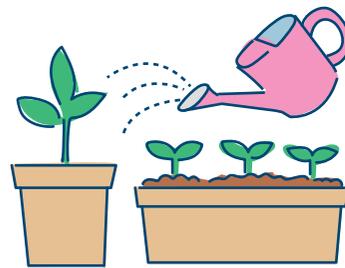
# 行事やイベント食の注意点

各行事やイベントは、こどもたちの毎日を楽しむことはもちろんのこと、季節の移り変わりや伝統文化に慣れ親しむことなどの狙いがあり、こどもたちの生活を豊かにし、多くの学びや成長の機会となります。

一方で、そうした行事やイベントで提供される食材による事故も少なからず発生しています。行事やイベントを安全に実施するために、以下の例を参考に提供する食材の見直しや実施内容などを検討しましょう。

## 例1 園庭での栽培活動や農業体験等

- 誤嚥事故防止の観点から「教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表」において「**使用を避ける**」とされている食材は、栽培活動や果物狩りにおいても注意が必要です。
- 農業体験等で収穫した季節の果物や野菜等も、こどもに与える際には大きさや固さなどに注意が必要です。
- 収穫時でなくても、こどもが手に取って口に入れてしまうこともあります。栽培場所にも注意が必要です。



## 例2 節分行事での鬼打ち豆

- 鬼退治の場面では煎り大豆を使わずにボールを使う等の工夫をしている施設もあります。



## 例3 お月見行事での団子、餅つき行事での餅

- 団子や餅を提供しなくても、飾りや遊びなどを通して風習や文化を学ぶこともできます。



# 教育・保育施設等における窒息事故発生時の対応フロー

令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止対策に関する調査研究」において、窒息事故発生時の対応フローについて、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等を基にとりまとめたので、ご活用ください。

